

## 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部学生自治会会則

(名称)

第1条 本会は、札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部学生自治会（以下「学生自治会」という。）と称する。

(目的)

第2条 学生自治会は、学生同士の親睦、福利及び学生生活全般の充実・向上を目指す。

(会員の資格)

第3条 学生自治会は、札幌大谷大学及び札幌大谷大学短期大学部に在学し、本会所定の入会金及び年会費を納入した学生（専攻科生・研究生を含む。）からなる会員をもって構成する。

(学生総会)

第4条 学生総会は学生自治会の最高決議機関であり、その決議は学生自治会の最高意志である。

2 学生総会は、会長が招集する。

3 学生総会の議長は、その都度選出するものとする。

4 必要に応じて会長は、議長の補佐として副議長を選出できるものとする。

第5条 学生総会及び臨時学生総会の決議は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 臨時学生総会は、次の場合に招集するものとする。

(1) 会員の10分の1以上の要求があった場合

(2) 会長が必要と認めた場合

第6条 学生総会は、次の事項を審議する。

(1) 前年度活動報告及び決算報告

(2) 基本方針及び活動方針の決定

(3) 予算の承認

(4) その他学生総会に諮るべき重要事項の決定及び承認

(設置機関)

第7条 学生自治会の運営を円滑に進めるため以下の機関を設置する。

(1) 学生自治会執行部

(2) 選挙管理委員会

(3) クラブ・同好会代表者委員会

(4) 大学祭実行委員会

(5) その他第2条達成のため必要とされる機関

(学生自治会執行部)

第8条 学生自治会執行部は、学生自治会の最高執行機関であり、第2条達成のため学生総会において承認された事項を執行する。

2 学生自治会執行部は、以下の役員で構成される。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 会計 1名

(4) 監査 1名

(5) 委員 2名

3 必要に応じて会長は、委員の補佐として委員補佐を若干名選出するものとする。

4 学生自治会執行部の任務は、次のとおりとする。

(1) 会長は学生自治会の会務を統括し、代表して大学当局と交渉を行う。

(2) 副会長は会長を補佐し、必要に応じてその任務を代行する。

(3) 執行部で行う会議の議事録を作成し、学生自治会の全ての記録及び書類を保管する。

(4) 毎年度の収支の予算・決算書を作成し、報告する。

(5) 第2条を達成するため、行事全般について企画・実施する。

(6) 学生総会において承認された事項を執行する。

(7) 監査は、会計を監査する。

5 役員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとし、再任を妨げない。

(顧問)

第9条 学生自治会執行部に顧問を置き、学生支援委員会がこれに当たる。

(役員選挙)

第10条 学生自治会執行部役員の選挙は、選挙管理委員会（以下「選管」という。）が行う。

2 選管は、各学部・学科から1名ずつ選出された選挙管理委員で構成し、委員長は委員会で互選する。

第11条 選管は、役員の立候補について告示を行う。

2 会長、副会長、会計、監査、委員の立候補者が定数と同数の場合は、選挙は行わず、立候補者全員を信任されたものとする。

3 立候補締切日までに立候補者が定数に満たない場合は、学生自治会会員及び顧問組織である学生支援委員会の推薦により役員を、定数を満たすまで決定することができる。その際は、第11条2に定める通り、選挙は行わない。

第12条 選管は、投票開始の10日前までに選挙に関する要領を公示しなければならない。

第13条 選管は、立候補届出締切日翌日、立候補者の氏名、学部、学科、学年を公示しなければならない。

第14条 選管は、選挙終了後、また立候補者が信任された場合、直ちに結果を公示しなければならない。

(クラブ・同好会代表者委員会)

第15条 本学に設置しているクラブ・同好会の総括機関としてクラブ・同好会代表者委員会を設置する。（以下「クラブ委員会」という。）

第16条 クラブ委員会は、学生自治会執行部と各クラブ・同好会の代表者から構成する。

第17条 クラブ委員会の任務は、次のとおりとする。

(1) クラブ活動補助費予算案の作成

(2) クラブ・同好会の管理（新設・継続・休部・廃部）

(3) クラブ・同好会間の連絡調整

(4) クラブ・同好会の会計監査

第18条 クラブ・同好会の新設・継続・休部・廃部また、クラブ活動補助費の支給については別に定める。

第19条 クラブ委員会の会議は、学生自治会の会長が招集する。

(大学祭実行委員会)

第20条 大学祭の企画・運営のため大学祭実行委員会（通称 Orange Project Office）を

設置する。

第 21 条 大学祭実行委員会は、大学祭を執行運営するため次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 会計 1名

2 必要に応じて委員長は、委員長の補佐として副委員長を選出することができるものとする。

(会計)

第 22 条 学生自治会の会計は学生自治会執行部が行う。

第 23 条 学生自治会の収入は、会員の納入する会費及び寄附金、雑収入をこれにあてる。

2 本会の入会金を 1,500 円とする。

3 本会の年会費を 4,000 円とする。

4 会費の徴収については、本学の学費等納入と併せ一括して徴収する。

5 納入された会費の返戻には応じないものとする。

第 24 条 学生自治会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 25 条 自治会費は、別に定める期日までに所定の金額を納付しなければならない。

(会則改正)

第 26 条 本会則の改正は、学生自治会執行部によって審議し、全自治会員に対し掲示をもって二週間告知し、異議申し立てが全自治会員の過半数に満たない場合は、承認を得たものとする。

附 則

1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

3 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

4 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

5 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

6 この規程は、平成 30 年 5 月 24 日から施行する。